

# バイクやトラクター・軽自動車等の廃車・変更届は**3月**までに！

～軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（又は使用者）に課税されます～

軽自動車など取得したり、転居した場合はその日から15日以内に、また軽自動車などを廃車・譲渡した場合は30日以内に、次のところへ申告して下さい。申告されないと、現登録者の方に引き続き課税されます。

※車種によって手続き場所や必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

車両の種類	手続きの場所等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●原動機付自転車（125cc以下のバイク）</li> <li>●小型特殊自動車（農耕用トラクターやフォークリフト等）</li> <li>●ミニカー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●錦江町役場 住民税務課・住民生活課 登録：車名・車台番号がわかるものと所有者の印鑑 廃車：ナンバープレートと所有者の印鑑 名義変更：新・旧所有者の印鑑と車名・車台番号がわかるもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●軽自動車（四輪）</li> <li>●軽自動車（二輪）〈125cc 超え 250cc 以下〉</li> <li>●小型二輪 〈250cc 超え〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿児島県軽自動車協会 (住所) 鹿児島市谷山港2-4-3 (電話) 099-261-4011 (代表) (受付時間) 8:30～12:00 13:00～15:30</li> </ul>

## 軽自動車税は口座振替で！！

※各金融機関で軽自動車税を納める方（所有者）の手続きが必要です。

### 【問い合わせ先】

住民税務課 Tel 22-3037

住民生活課 Tel 25-2511

鹿屋税務署  
からの  
お知らせ

確定申告は  
正しくお早めに！

平成22年分所得税の確定申告期間は、平成23年2月16日から平成23年3月15日となっています。

鹿屋税務署では確定申告書の記載相談を同期間（土・日を除く、午前9時から午後4時）に、鹿屋合同庁舎（国）4階「確定申告会場」で行います。

申告期限が間近になりますと確定申告会場は大変混雑し、長時間かかる場合もありますので、早めの申告をお願いします。

### 【お問い合わせ先】

鹿屋税務署

Tel 0994-42-3127

※自動音声「2」

年金日より

## 納めた国民年金保険料は全額が 社会保険料控除の対象です！

住民税務課  
住民生活課  
鹿屋年金事務所

電話 0994-22-3039  
電話 0994-25-2511  
電話 0994-42-5121

て控除が受けられます。

なお、平成22年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付していますので申告書の提出の際には必ず添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

